

# 全国保健師長会規約

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 昭和54年       | 3月22日 |    |
| 昭和54年11月14日 |       | 改正 |
| 昭和56年11月4日  |       | 改正 |
| 昭和57年10月12日 |       | 改正 |
| 昭和59年9月15日  |       | 改正 |
| 昭和60年10月7日  |       | 改正 |
| 平成3年11月22日  |       | 改正 |
| 平成9年11月8日   |       | 改正 |
| 平成12年9月9日   |       | 改正 |
| 平成13年11月23日 |       | 改正 |
| 平成14年3月1日   |       | 改正 |
| 平成14年11月16日 |       | 改正 |
| 平成17年10月15日 |       | 改正 |
| 平成18年10月14日 |       | 改正 |
| 平成19年11月17日 |       | 改正 |
| 平成21年12月19日 |       | 改正 |
| 平成22年11月20日 |       | 改正 |
| 平成23年11月19日 |       | 改正 |
| 平成24年11月24日 |       | 改正 |
| 平成29年11月18日 |       | 改正 |
| 令和7年11月15日  |       | 改正 |

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は全国保健師長会と称する。

第2条 本会の事務所は東京都新宿区新宿1丁目29番地8号におく。

## 第2章 目的と事業

第3条 本会は保健師業務の進歩発展と会員相互の連携親睦を図り、もって地域住民の健康づくりに寄与し、わが国公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 保健師及び保健師長の業務に関する事項
- 2) 保健師業務についての情報の収集及び提供に関する事項
- 3) 保健師業務についての研修に関する事項
- 4) 保健師業務についての調査研究に関する事項
- 5) その他本会の目的達成に必要な事項

## 第3章 会員と組織

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する保健師で、別に定める会費を納入したものである。

1) 自治体に勤務し、保健師長と同等以上の職にあるもの

2) 保健師長と同等以上の職にあるもので本会の趣旨に賛同するもの

第6条 本会会員になろうとする者は、入会申込書に別に定める年会費を添えて提出するものとする。

第7条 会員は次の各号のいずれかに該当すると理事会が決定した場合には会員の資格を失う。

- 1) 第5条の各号に該当しなくなったとき
- 2) 本人より退会の申し出があったとき
- 3) 会費を滞納したとき

第8条 本会は都道府県、政令指定都市及び特別区に支部をおく。

- 2 会員はいずれかの支部に所属する。
- 3 支部の代表者として、別に定める規定に基づき支部長をおき支部を総括する。

第9条 本会に次のブロックをおく。

- 1) 北海道ブロック(北海道、札幌市)
- 2) 東北ブロック(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、仙台市)
- 3) 北関東・甲信越ブロック(茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野、新潟市)
- 4) 南関東・東京ブロック(埼玉、千葉、東京、神奈川、さいたま市、千葉市、東京特別区、

- 川崎市、横浜市、相模原市)
- 5) 東海・北陸ブロック(富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、静岡市、浜松市、名古屋市)
  - 6) 近畿ブロック(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、京都市、大阪市、堺市、神戸市)
  - 7) 中国・四国ブロック(鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、岡山市、広島市)
  - 8) 九州ブロック(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、北九州市、福岡市、熊本市)

#### 第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく。

|         |     |
|---------|-----|
| 会 長     | 1名  |
| 副 会 長   | 3名  |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| ブロック理事  | 16名 |
| 監 事     | 2名  |

第11条 会長、副会長及び監事は別に定める規定により代議員総会において選出する。

- 2 常任理事及びブロック理事は別に定める規定により代議員総会において選出する。

第12条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。
- 3 常任理事は会長及び副会長を補佐し、日常業務を分掌する。  
総務・渉外・学術その他の会務を分掌する。
- 4 常任理事及びブロック理事は会長及び副会長とともに理事会を組織し、この会の業務の執行にあたる。
- 5 監事は民法第59条の職務を行う。

第13条 役員任期は2か年とする。ただし部会担当理事の任期は1か年とする。また、再任をさまたげない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第5章 顧問及び名誉会員

第14条 本会に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は別に定める規定により代議員総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べること

ができる。

第15条 本会に名誉会員をおくことができる。

- 2 名誉会員は別に定める規定による者とする。

#### 第6章 理事会

第16条 理事会は必要に応じ会長がこれを召集する。ただし理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

第17条 理事会はこの規約に定められたもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 代議員総会に附議する事項
  - 2) その他会長において附議する事項
- 2 理事会は理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面で意思表示したものは出席者とみなす。
- 3 議事は出席者の過半数によって決し可否同数のときは議長が決する。

#### 第7章 代議員総会

第18条 代議員総会は本会の最高決議機関であって、別に定める規定により選出された代議員をもって組織する。

- 2 代議員総会は年1回以上開催し会長が招集する。

ただし、監事の連名又は代議員の4分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合は、会長はすみやかに代議員総会を招集しなければならない。

- 3 会議に議長、副議長をおく。議長、副議長は代議員の中から選出する。
- 4 代議員総会は代議員の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法で意思表示したものは出席者とみなす。
- 5 議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決める。
- 6 緊急を要し、代議員総会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。
- 7 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催1か月前までに通知しなければならない。

8 代議員選挙に関する投票は無記名とする。電子投票によって行うことを常例とし、代議員総会が開催される7日以前から投票できるものとする。

**第19条** 代議員総会はこの規定に定められたもののほか重要な事項として会長が特に附議した事項を審議する。

## **第8章 ブロック支部長会**

**第20条** 支部長会はブロックごとの支部長をもって組織し、年1回以上開催する。

2 支部長会はブロック代表理事が招集する。

## **第9章 部会と委員会**

**第21条** 本会に部会をおくことができる。

2 部会の区分、名称その他については理事会の議決を経て決める。

**第22条** 本会に委員会をおくことができる。

2 委員会の設置・任務・運営等については理事会の議決を経て決める。

## **第10章 会 計**

**第23条** 本会の会費は、会費・寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の予算は、理事会の議決を経て代議員総会の承認を受けなければならない。

3 本会の決算は、監事の監査を経て理事会の決定を経て議員総会の承認を受けなければならない。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## **第11章 事務局**

**第24条** 本会に事務局をおく。

2 事務局に関する規定は理事会の議決を経て定める。

## **第12章 規約の変更**

**第25条** この規約は代議員総会において出席者の3分の2以上によって議決しなければ変更することができない。

## **第13章 雑 則**

**第26条** 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会又は理事会に諮って定める。